

令和 7 年 2 月 吉日

お客さま各位

釧路信用組合

融資契約終了後の書類のお取扱い方法の変更について

平素より釧路信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当組合では、これまでご融資の際にお預かりいたしました融資契約書（金銭消費貸借契約証書）等につきまして、ご融資の完済時（契約終了）にはお客さまへ返却させていただいておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日以降に完済となりました融資契約書はお客様へ返却せず当組合で保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、不動産担保の解除登記等が必要な書類につきましては、従来通りお取引店から返却させていただきます。

また、ご融資の完済後に融資契約書の返却をご希望されるお客さまにおかれましては、お取引店までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。